

新潟県立自然公園条例施行規則及び新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第7号**

新潟県立自然公園条例施行規則及び新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p><b>第18条</b> 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設<u>(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)</u>、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(7)の2～(35) (略)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p><b>第18条</b> 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(7)の2～(35) (略)</p>

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県自然環境保全条例施行規則(昭和49年新潟県規則第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設<u>(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第18条において同じ。)</u>その他の海水の浸入又は海水による浸食を</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p>

<p>防止するための施設</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設 <u>（樹林帯を除く。）</u></p> <p>(オ)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設</p> <p>(オ)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>
---	---

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。